

道州と市町村間の調整の仕組み（イメージ） * 行政課題ごとに最適な方法を組み合わせる

方法	具体的な手続	課題等
自治憲章の制定	自治憲章を制定し、道州と市町村の役割分担、広域的行政課題への協同対応、それぞれの施策の一般的な調整原則などを定める。	<ul style="list-style-type: none"> 自治憲章の実効性をいかに担保するか。
関係市町村の意見の反映	<p>道州が圏域内の計画を策定する際、市町村の参画を得る。 (例：道州の社会資本整備計画は、道州と主要市町村で構成する委員会が策定する。)</p> <p>道州が圏域内の方針、戦略等を策定する際、関係市町村の意見を反映する。 (例：A流域河川整備計画の策定については、道州、流域内にある市町村及び学識経験者で構成されるA流域協議会の審議を経る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 道州計画・戦略等の実効性をいかに担保するか。 (各市町村は道州計画・戦略等に沿って自らの施策を推進する道義的な責任を負うことのみとすべきか。)
道州から市町村への移転支出	<p>道州交付金 (道州の計画や戦略に沿って市町村施策の目標を設定。その達成状況に応じて交付金を給付)</p> <p>道州内市町村への垂直的財政調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の事業選択や事業設計の自由をいかに確保するか。 垂直的財政調整によって、どこまで政策誘導ができるか。
市町村の代表（機関）が道州の意思形成に関わる	<p>道州議会議員を市町村単位で選出し、各市町村の代表であることを明確にする。</p> <p>道州（議会）の諮問機関として、市町村長により構成される協議会を設ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 圏域全体の利益を反映した議論を損なう恐れや、選挙区間の一票の格差が問題となる可能性がある。 また、多くの議案で市町村長協議会への諮問を義務づけると、迅速な意思決定を損なう恐れもある。
共同で新たな組織を設置	<p>広域にわたる行政課題について、道州と関係市町村で一部事務組合や広域連合を設置し、特定の事務を切り分ける。</p> <p>広域にわたる事務事業で行政が直接実施する必要のないものについて、独立した法人を共同で設置し、事業の執行を委ねる。 (例：大学、病院、港湾・空港管理、都市交通)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 却って組織を複雑にする恐れがある。
職員人事の一元化、人事交流の促進	<p>道州と市町村間の大幅な人事交流を恒常的に実施する。 (例：道州職員の職歴の1/3は圏域内の市町村に在籍)</p> <p>道州と市町村の職員人事を一元化する。 (例：道州内の公務員は、勤務先政府を問わず一元的に採用・異動)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員人事の面で市町村の自治（自立性）を損なうおそれ。

